

静岡県人事委員会は、給与条例附則第16項等の規定による給料に関する規則をここに公布する。

令和4年12月9日

静岡県人事委員会委員長 小川良昭

## 静岡県人事委員会規則7-1267

給与条例附則第16項等の規定による給料に関する規則

目次

第1章 総則（第1条）

第2章 特定任命により職員となった者以外のものに係る管理監督職勤務上限年齢調整額（第2条-第11条）

第3章 特定任命により職員となった者に係る管理監督職勤務上限年齢調整額（第12条-第17条）

第4章 雑則（第18条・第19条）

附則

第1章 総則

（目的）

**第1条** この規則は、職員の給与に関する条例（昭和28年静岡県条例第31号。以下「給与条例」という。）附則第16項、第17項、第18項及び第19項、静岡県教職員の給与に関する条例（昭和31年静岡県条例第52号。以下「教職員給与条例」という。）附則第16項、第17項、第18項及び第19項並びに静岡県地方警察職員の給与に関する条例（昭和32年静岡県条例第40号。以下「警察職員給与条例」という。）附則第18項、第19項、第20項、第21項、第22項及び第23項の規定による給料（以下「管理監督職勤務上限年齢調整額」という。）に関し必要な事項を定めることを目的とする。

**第2章 特定任命により職員となった者以外のものに係る管理監督職勤務上限年齢調整額**

（定義）

**第2条** この章においては、警察法（昭和29年法律第162号）第56条の4第1項の規定による任命（以下「特定任命」という。）により職員となった者以外のものにおける管理監督職勤務上限年齢調整額について規定する。

2 この章において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 管理監督職 静岡県職員の定年等に関する条例（昭和59年静岡県条例第6号。以下「職員定年条例」という。）第6条に規定する職のうち次に掲げるものを除いたものをいう。

ア 同条第1号に定める静岡県企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和42年静岡県条例第25号）第4条第1項又は静岡県立静岡がんセンター事業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成14年静岡県条例第47号）第5条第1項の規定により管理職手当を支給される職員の職

イ 職員定年条例第6条第2号キ及びクに掲げる職員の職

(2) 異動期間 職員定年条例第9条第1項に規定する異動期間（同条の規定により延長された期間を含む。）をいう。

(3) 特例任用後降任等職員 地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第28条の2第4項に規定する他の職への降任等をされた職員であって、給与条例附則第16項、教職員給与条例附則第16項

及び警察職員給与条例附則第18項（以下この章において「給与条例附則第16項等」という。）に規定する異動日（以下この章において「異動日」という。）の前日において第1項特例任用職員（職員定年条例第9条第1項又は第2項の規定により異動期間を延長された管理監督職を占める職員をいう。以下この章において同じ。）又は第3項特例任用職員（同条第3項又は第4項の規定により異動期間を延長された管理監督職を占める職員をいう。以下この章において同じ。）であったものをいう。

- (4) 特定日 給与条例附則第14項、教職員給与条例附則第14項及び警察職員給与条例附則第15項に規定する特定日をいう。
- (5) 降格 職員の給与に関する規則（静岡県人事委員会規則7-25。以下「給与規則」という。）第2条第3号に規定する降格のうち、法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等に伴うものを除いたものをいう。
- (6) 初任給基準異動 給与条例第4条第1項、教職員給与条例第5条第1項又は警察職員給与条例第5条第1項の給料表（以下「給料表」という。）の適用を異にしない給与規則別表第4に定める初任給基準表（第6条第1項第1号において「初任給基準表」という。）に異なる初任給の定めがある他の職種に属する職務への異動をいう。
- (7) 給料表異動 給料表の適用を異にする異動をいう。
- (8) 降号 職員の分限に関する条例（昭和28年静岡県条例第33号）第1条の2に規定する降号をいう。
- (9) 上限額 給与条例第4条第6項、教職員給与条例第5条第5項又は警察職員給与条例第5条第6項の規定により職員が属する職務の級における最高の号給の給料月額（地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。）第10条第1項又は第17条の規定による勤務（以下「育児短時間勤務等」という。）をしている職員にあっては、当該給料月額に職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成7年静岡県条例第8号。以下「勤務時間条例」という。）第2条第2項の規定により定められた当該職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数（以下「算出率」という。）を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額））をいう。
- (10) その者の号給等 当該職員に適用される給料表並びにその職務の級及び号給をいう。  
（給与条例附則第16項等の人事委員会規則で定める職員）

**第3条** 給与条例附則第16項等の人事委員会規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。

- (1) 法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等をされた職員（特例任用後降任等職員を除く。）のうち、次に掲げる職員
  - ア 異動日以後に初任給基準異動をした職員
  - イ 異動日から特定日までの間に降格又は降号をした職員
  - ウ 異動日の前日以後に育児短時間勤務等をした職員（異動日以後に育児短時間勤務等を開始し、特定日前に当該育児短時間勤務等を終了した職員を除く。）
  - エ 異動日以後に人事委員会の承認を得てその号給を決定された職員又は人事委員会の定めるこれに準ずる職員
- (2) 異動日の前日から特定日までの間の給料表の給料月額が増額改定又は減額改定（給料月額の改定をす

る条例が制定された場合において、当該条例による改定により当該改定前に受けていた給料月額が増額又は減額されることをいう。以下同じ。)をされた職員

(他の職への降任等をされた職員に対する給与条例附則第18項等の規定による給料の支給)

**第4条** 法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等をされた職員(特例任用後降任等職員を除く。)であつて、異動日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員のうち、次の各号に掲げる職員となり、特定日に給与条例附則第14項、教職員給与条例附則第14項又は警察職員給与条例附則第15項(同条例附則第16項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定(以下この章において「給与条例附則第14項等の規定」という。)により当該職員が受ける給料月額(特定日後に第1号、第3号又は第4号に掲げる職員となったものにあつては、特定日に当該各号に掲げる職員になったものとした場合に特定日に同項の規定により当該職員が受けることとなる給料月額に相当する額。以下この項において「特定日給料月額」という。)が当該各号の区分に応じ当該各号に定める額(当該額に、1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額。以下この条において「第4条基礎給料月額」という。)に達しないこととなる職員(次の各号のうち2以上の号に掲げる職員に該当する職員(第3項の規定の適用を受ける職員を除く。)を除く。)には、特定日以後の当該各号に掲げる職員となった日以後、第4条基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を、給与条例附則第18項、教職員給与条例附則第18項又は警察職員給与条例附則第22項の規定(以下この章において「給与条例附則第18項等の規定」という。)による給料として支給する。

- (1) 異動日以後に給料表異動又は初任給基準異動(以下この章において「給料表異動等」という。)をした職員(第4号に掲げる職員を除く。)異動日の前日に当該給料表異動等があつたものとした場合(給料表異動等が2回以上あつた場合にあつては、同日にそれらの給料表異動等が順次あつたものとした場合)に同日において当該職員が受けることとなる給料月額に相当する額に100分の70を乗じて得た額
- (2) 異動日から特定日までの間に降格又は降号をした職員(第4号に掲げる職員を除く。)異動日の前日に当該職員が受けていた給料月額から、当該降格又は降号をした日に当該降格又は降号がないものとした場合の同日のその者の号給等に対応する給料月額に相当する額と当該降格又は降号後のその者の号給等に対応する給料月額との差額(降格又は降号を2回以上した場合にあつては、それぞれの当該差額を合算した額)に相当する額を減じた額に100分の70を乗じて得た額
- (3) 異動日の前日以後に育児短時間勤務等をした職員(異動日以後に育児短時間勤務等を開始し、特定日前に当該育児短時間勤務等を終了した職員を除く。)次に掲げる職員の区分に応じ、次に定める額
  - ア 特定日以後に現に育児短時間勤務等をしている職員 異動日の前日のその者の号給等に対応する給料月額に100分の70を乗じて得た額(当該額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)に算出率を乗じて得た額
  - イ アに掲げる職員以外の職員 異動日の前日のその者の号給等に対応する給料月額に100分の70を乗じて得た額
- (4) 異動日以後に人事委員会の承認を得てその号給を決定された職員又は人事委員会の定めるこれに準ずる職員 人事委員会の定める額
- (5) 異動日の前日から特定日までの間の給料表の給料月額が増額改定又は減額改定をされた職員 異動日の前日のその者の号給等に対応する特定日の給料表を適用した給料月額に100分の70を乗じて得た額

- 2 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が上限額を超える場合における同項の規定の適用については、同項中「第4条基礎給料月額と特定日給料月額との差額」とあるのは、「上限額と当該職員の受ける給料月額との差額」とする。
- 3 第1項第1号から第3号までのいずれかに該当する職員であって同項第5号に掲げる職員に該当する職員に対する前2項の規定の適用については、当該職員は第1項第1号から第3号までのいずれかに該当する職員であるものとし、当該職員について適用される第4条基礎給料月額は、同項第1号から第3号までに規定する給料月額について特定日の給料表を適用した給料月額を用いて、算出するものとする。
- 4 第1項第1号から第5号までのうち2以上の号に掲げる職員に該当する職員（前項の規定の適用を受ける職員を除く。）には、人事委員会の定める日以後、人事委員会の定める額を、給与条例附則第18項等の規定による給料として支給する。

（特例任用後降任等職員に対する給与条例附則第18項等の規定による給料の支給）

**第5条** 特例任用後降任等職員であって、仮定異動期間末日（職員定年条例第9条各項の規定による異動期間の延長がないものとした場合における異動期間の末日をいう。以下この章において同じ。）の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員のうち、異動日に給与条例附則第14項等の規定により当該職員が受ける給料月額（以下この項において「異動日給料月額」という。）が異動日の前日のその者の号給等に対応する給料月額（仮定異動期間末日の前日から異動日の前々日までの間のその者の号給等に対応する給料月額に、これよりも多い給料月額がある場合は、そのうち最も多い給料月額に相当する額）に100分の70を乗じて得た額（当該額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額。以下この項において「第5条基礎給料月額」という。）に達しないこととなる職員（次条第1項各号、第3項及び第4項に該当する職員を除く。）には、異動日以後、第5条基礎給料月額と異動日給料月額との差額に相当する額を、給与条例附則第18項等の規定による給料として支給する。

- 2 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が上限額を超える場合における同項の規定の適用については、同項中「第5条基礎給料月額と異動日給料月額との差額」とあるのは、「上限額と当該職員の受ける給料月額との差額」とする。

**第6条** 特例任用後降任等職員であって、仮定異動期間末日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員のうち、次の各号に掲げる職員となり、異動日に給与条例附則第14項等の規定により当該職員が受ける給料月額（異動日後に第1号、第3号又は第4号に掲げる職員となったものにあつては、異動日に当該各号に掲げる職員になったものとした場合に異動日に同項の規定により当該職員が受けることとなる給料月額に相当する額。以下この項において「異動日給料月額」という。）が当該各号の区分に応じ当該各号に定める額（当該額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額。以下この条において「第6条基礎給料月額」という。）に達しないこととなる職員（次の各号のうち2以上の号に掲げる職員に該当する職員（第3項の規定の適用を受ける職員を除く。）を除く。）には、異動日以後の当該各号に掲げる職員となった日以後、第6条基礎給料月額と異動日給料月額との差額に相当する額を、給与条例附則第18項等の規定による給料として支給する。

- (1) 仮定異動期間末日以後に給料表異動等をした職員（第4号に掲げる職員を除く。） 仮定異動期間末日の前日に当該給料表異動等があり、同日から異動日の前日まで当該給料表異動等後に適用されている給

料表及び初任給基準表における初任給の定めが引き続き適用されているものとした場合（給料表異動等が2回以上あった場合にあつては、仮定異動期間末日の前日にそれらの給料表異動等が順次あり、同日から異動日の前日までこれらの給料表異動等後に適用されている給料表及び初任給基準表における初任給の定めが引き続き適用されているものとした場合）の同日のその者の号給等に対応する給料月額に相当する額（これらの場合において、仮定異動期間末日の前日から異動日の前々日までの間のその者の号給等に対応する給料月額に、これよりも多い給料月額があるときは、そのうち最も多い給料月額に相当する額）に100分の70を乗じて得た額

(2) 仮定異動期間末日から異動日までの間に降格（職員から同意を得て行う降格を除く。以下この号において同じ。）又は降号をした職員（第4号に掲げる職員を除く。）異動日の前日のその者の号給等に対応する給料月額（仮定異動期間末日の前日から異動日の前々日までの間のその者の号給等に対応する給料月額に、これよりも多い給料月額がある場合は、そのうち最も多い給料月額に相当する額）から、当該降格又は降号をした日に当該降格又は降号がないものとした場合の同日のその者の号給等に対応する給料月額に相当する額と当該降格又は降号後のその者の号給等に対応する給料月額との差額（降格又は降号を2回以上した場合にあつては、それぞれの当該差額を合算した額）に相当する額を減じた額に100分の70を乗じて得た額

(3) 仮定異動期間末日の前日以後に育児短時間勤務等をした職員 次に掲げる職員の区分に応じ、次に定める額

ア 異動日以後に現に育児短時間勤務等をしている職員 異動日の前日のその者の号給等に対応する給料月額（仮定異動期間末日の前日から異動日の前々日までの間のその者の号給等に対応する給料月額に、これよりも多い給料月額がある場合は、そのうち最も多い給料月額に相当する額）に100分の70を乗じて得た額（当該額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）に算出率を乗じて得た額

イ アに掲げる職員以外の職員 異動日の前日のその者の号給等に対応する給料月額（仮定異動期間末日の前日から異動日の前々日までの間のその者の号給等に対応する給料月額に、これよりも多い給料月額がある場合は、そのうち最も多い給料月額に相当する額）に100分の70を乗じて得た額

(4) 仮定異動期間末日以後に人事委員会の承認を得てその号給を決定された職員又は人事委員会の定めるこれに準ずる職員 人事委員会の定める額

(5) 仮定異動期間末日の前日から異動日までの間の給料表の給料月額が増額改定又は減額改定をされた職員 異動日の前日のその者の号給等に対応する異動日の給料表を適用した給料月額（仮定異動期間末日の前日から異動日の前々日までの間のその者の号給等に対応する異動日の給料表を適用した給料月額に、これよりも多い給料月額がある場合は、そのうち最も多い給料月額に相当する額）に100分の70を乗じて得た額

2 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が上限額を超える場合における同項の規定の適用については、同項中「第6条基礎給料月額と異動日給料月額との差額」とあるのは、「上限額と当該職員の受ける給料月額との差額」とする。

3 第1項第1号から第3号までのいずれかに該当する職員であつて、第5号に掲げる職員に該当する職員

に対する前2項の規定の適用については、当該職員は第1項第1号から第3号までのいずれかに該当する職員であるものとし、当該職員について適用される第6条基礎給料月額、同項第1号から第3号までに規定する給料月額について異動日の給料表を適用した給料月額を用いて、算出するものとする。

- 4 第1項第1号から第5号までのうち2以上の号に掲げる職員に該当する職員（前項の規定の適用を受ける職員を除く。）には、人事委員会の定める日以後、人事委員会の定める額を、給与条例附則第18項等の規定による給料として支給する。

（降任等相当給料表異動をした職員に対する給与条例附則第19項等の規定による給料の支給）

**第7条** 降任等相当給料表異動（法第28条の2第1項ただし書に規定する他の職への転任に伴う給料表異動のうち、当該給料表異動後の職員の職務の級が当該給料表異動の前日に給料表異動があったものとした場合の職員の職務の級より下位の職務の級となる場合のものをいう。以下この条及び次条において同じ。）をした職員（第1項特例任用職員又は第3項特例任用職員から降任等相当給料表異動をした職員を除く。第4項において同じ。）であって、降任等相当転任日（当該降任等相当給料表異動をした日をいう。以下この条及び次条において同じ。）の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員（第4項各号に掲げる職員を除く。）のうち、特定日に給与条例附則第14項等の規定により当該職員が受ける給料月額（以下この項において「特定日給料月額」という。）が降任等相当転任日の前日に降任等相当転任日において適用される給料表の適用を受けるものとした場合に当該職員が受けることとなる給料月額に相当する額に100分の70を乗じて得た額（当該額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額。以下この条において「第7条基礎給料月額」という。）に達しないこととなる職員には、特定日以後、第7条基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を、給与条例附則第19項、教職員給与条例附則第19項又は警察職員給与条例附則第23項の規定（以下この章において「給与条例附則第19項等の規定」という。）による給料として支給する。

- 2 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が上限額を超える場合における同項の規定の適用については、同項中「第7条基礎給料月額と特定日給料月額との差額」とあるのは、「上限額と当該職員の受ける給料月額との差額」とする。

- 3 降任等相当転任日の前日から特定日までの間の給料表の給料月額が増額改定又は減額改定をされた職員に対する前2項の規定の適用については、当該職員について適用される第7条基礎給料月額は、第1項に規定する給料月額について特定日の給料表を適用した給料月額を用いて、算出するものとする。

- 4 降任等相当給料表異動をした職員であって、降任等相当転任日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員のうち、給与条例附則第14項等の規定の適用を受ける職員であって、次に掲げる職員には、人事委員会の定める日以後、人事委員会の定める額を、給与条例附則第19項等の規定による給料として支給する。

- (1) 降任等相当転任日以後に給料表異動等をした職員
- (2) 降任等相当転任日から特定日までの間に降格又は降号をした職員
- (3) 降任等相当転任日の前日以後に育児短時間勤務等をした職員（降任等相当転任日以後に育児短時間勤務等を開始し、特定日前に当該育児短時間勤務等を終了した職員を除く。）
- (4) 降任等相当転任日以後に人事委員会の承認を得てその号給を決定された職員又は人事委員会の定める

これに準ずる職員

**第8条** 第1項特例任用職員又は第3項特例任用職員から降任等相当給料表異動をした職員であつて、降任等相当転任日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員（第4項各号に掲げる職員を除く。）のうち、降任等相当転任日に給与条例附則第14項等の規定により当該職員が受ける給料月額（以下この項において「転任日給料月額」という。）が、降任等相当転任日の前日に降任等相当転任日において適用される給料表の適用を受けるものとした場合の降任等相当転任日の前日のその者の号給等に対応する給料月額に相当する額（仮定異動期間末日の前日に当該給料表の適用を受け、同日から降任等相当転任日の前日まで当該給料表が引き続き適用されているものとした場合に、仮定異動期間末日の前日から降任等相当転任日の前々日までの間のその者の号給等に対応する給料月額に、これよりも多い給料月額があるときは、そのうち最も多い給料月額に相当する額）に100分の70を乗じて得た額（当該額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額。以下この条において「第8条基礎給料月額」という。）に達しないこととなる職員には、降任等相当転任日以後、第8条基礎給料月額と転任日給料月額との差額に相当する額を、給与条例附則第19項等の規定による給料として支給する。

2 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が上限額を超える場合における同項の規定の適用については、同項中「第8条基礎給料月額と転任日給料月額との差額」とあるのは、「上限額と当該職員の受ける給料月額との差額」とする。

3 仮定異動期間末日の前日から降任等相当転任日までの間の給料表の給料月額が増額改定又は減額改定をされた職員に対する前2項の規定の適用については、当該職員について適用される第8条基礎給料月額は、第1項に規定する給料月額について降任等相当転任日の給料表を適用した給料月額を用いて、算出するものとする。

4 第1項特例任用職員又は第3項特例任用職員から降任等相当給料表異動をした職員であつて、降任等相当転任日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員のうち、給与条例附則第14項等の規定の適用を受ける職員であつて、次に掲げる職員には、人事委員会の定める日以後、人事委員会の定める額を、給与条例附則第19項等の規定による給料として支給する。

- (1) 降任等相当転任日以後に給料表異動等をした職員
- (2) 仮定異動期間末日から降任等相当転任日までの間に降格（職員から同意を得て行う降格を除く。）又は降号をした職員
- (3) 仮定異動期間末日の前日以後に育児短時間勤務等をした職員
- (4) 仮定異動期間末日以後に人事委員会の承認を得てその号給を決定された職員又は人事委員会の定めるこれに準ずる職員

（特例任用期間降格等職員に対する給与条例附則第19項等の規定による給料の支給）

**第9条** 特例任用期間降格等職員（第3項特例任用職員のうち、仮定異動期間末日から法第28条の2第1項に規定する他の職への昇任、降任又は転任をされる日の前日までの間において、降格（職員から同意を得て行う降格に限る。）をされた職員又は給料表異動により当該給料表異動後の職員の職務の級が当該給料表異動の前日に給料表異動があったものとした場合の職員の職務の級より下位の職務の級となった職員をいう。以下この条において同じ。）であつて、仮定異動期間末日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職

員（第4項各号に掲げる職員を除く。）のうち、特例任用期間降格等職員となった日（当該日が2以上あるときは、当該日のうち最も遅い日。以下この条において同じ。）に給与条例附則第14項等の規定により当該職員が受ける給料月額（以下この項において「降格等相当日給料月額」という。）が、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める額（当該額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額。以下この条において「第9条基礎給料月額」という。）に達しないこととなる職員には、特例任用期間降格等職員となった日から法第28条の2第1項に規定する他の職への昇任、降任又は転任をされる日の前日までの間、第9条基礎給料月額と降格等相当日給料月額との差額に相当する額を、給与条例附則第19項等の規定による給料として支給する。

- (1) 次号に掲げる職員以外の職員 特例任用期間降格等職員となった日の前日のその者の号給等に対応する給料月額（仮定異動期間末日の前日から特例任用期間降格等職員となった日の前々日までの間のその者の号給等に対応する給料月額に、これより多い給料月額がある場合は、そのうち最も多い給料月額に相当する額）に100分の70を乗じて得た額
  - (2) 仮定異動期間末日以後に給料表異動（当該給料表異動後の職員の職務の級が当該給料表異動の前日に給料表異動があったものとした場合の職員の職務の級より下位の職務の級となるものに限る。）をした職員 特例任用期間降格等職員となった日の前日に特例任用期間降格等職員となった日において適用される給料表の適用を受ける職員への給料表異動があったものとした場合の特例任用期間降格等職員となった日の前日のその者の号給等に対応する給料月額に相当する額（仮定異動期間末日の前日に当該給料表異動があり、同日から特例任用期間降格等職員となった日の前日まで当該給料表異動後に適用されている給料表が引き続き適用されているものとした場合に、仮定異動期間末日の前日から特例任用期間降格等職員となった日の前々日までの間のその者の号給等に対応する給料月額に、これよりも多い給料月額があるときは、そのうち最も多い給料月額に相当する額）に100分の70を乗じて得た額
- 2 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が上限額を超える場合における同項の規定の適用については、同項中「第9条基礎給料月額と降格等相当日給料月額との差額」とあるのは、「上限額と当該職員の受ける給料月額との差額」とする。
- 3 仮定異動期間末日の前日から特例任用期間降格等職員となった日までの間の給料表の給料月額が増額改定又は減額改定をされた職員に対する前2項の規定の適用については、当該職員について適用される第9条基礎給料月額は、第1項各号に規定する給料月額について特例任用期間降格等職員となった日の給料表を適用した給料月額を用いて、算出するものとする。
- 4 特例任用期間降格等職員であって、仮定異動期間末日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員のうち、給与条例附則第14項等の規定の適用を受ける職員であって、次に掲げる職員には、人事委員会の定める日から法第28条の2第1項に規定する他の職への昇任、降任又は転任をされる日の前日までの間、人事委員会の定める額を、給与条例附則第19項等の規定による給料として支給する。
- (1) 特例任用期間降格等職員となった日の翌日から法第28条の2第1項に規定する他の職への昇任、降任又は転任をされる日の前日までの間に給与規則第2条第2号に規定する昇格をした職員
  - (2) 特例任用期間降格等職員となった日以後に給料表異動等（給料表異動のうち、当該給料表異動後の職員の職務の級が当該給料表異動の前日に給料表異動があったものとした場合の職員の職務の級より下位



の職務の級となる場合のものを除く。)をした職員

- (3) 仮定異動期間末日から特例任用期間降格等職員となった日までの間に降格（職員から同意を得て行う降格を除く。）又は降号をした職員
- (4) 仮定異動期間末日の前日以後に育児短時間勤務等をした職員
- (5) 仮定異動期間末日以後に人事委員会の承認を得てその号給を決定された職員又は人事委員会の定めるこれに準ずる職員

(人事交流等職員に対する給与条例附則第19項等の規定による給料の支給)

**第10条** 次号に掲げる者から人事交流等により引き続いて管理監督職以外の職に採用された職員（以下この条において「人事交流等職員」という。）のうち人事交流等職員となった日（当該日が2以上あるときは、当該日のうち最も遅い日。以下この条において同じ。）前に職員であったものとした場合に異動日とみなされる日（以下この条において「みなし異動日」という。）がある者であって、人事交流等職員となった日から引き続き給料表の適用を受ける職員（第4項各号に掲げる職員を除く。）のうち、特定日に給与条例附則第14項等の規定により当該職員が受ける給料月額（人事交流等職員となった日が60歳に達した日後における最初の4月1日（以下この条において「仮定特定日」という。）後であるときは、仮定特定日に職員であったものとして給与条例附則第14項等の規定が適用された場合に仮定特定日に当該職員が受けることとなる給料月額に相当する額。以下この項において「特定日給料月額」という。）がみなし異動日の前日に職員となったものとした場合に当該職員が受けることとなる給料月額に相当する額に100分の70を乗じて得た額（当該額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額。以下この条において「第10条基礎給料月額」という。）に達しないこととなる職員には、人事交流等職員となった日（特定日前に人事交流等職員となった場合にあっては特定日）以後、第10条基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を、給与条例附則第19項等の規定による給料として支給する。

- (1) 国家公務員
  - (2) 他の地方公共団体の職員
  - (3) 静岡県職員の公益的法人等への派遣等に関する条例（平成13年静岡県条例第59号）第12条第1号に規定する退職派遣者
  - (4) 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第79条第1項に規定する地方派遣職員
  - (5) その他人事委員会が前各号に準ずると認める者
- 2 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が上限額を超える場合における同項の規定の適用については、同項中「第10条基礎給料月額と特定日給料月額との差額」とあるのは、「上限額と当該職員の受ける給料月額との差額」とする。
- 3 給料月額の改定をする条例の制定により、みなし異動日の前日から特定日（人事交流等職員となった日が仮定特定日後であるときは、仮定特定日。以下この項において同じ。）までの間の給料表の給料月額が改定された場合における前2項の規定の適用については、人事交流等職員について適用される第10条基礎給料月額は、第1項に規定する給料月額について特定日の給料表を適用した給料月額を用いて、算出するものとする。

4 人事交流等職員のうちみなし異動日がある者であつて、人事交流等職員となつた日から引き続き給料表の適用を受ける職員のうち、給与条例附則第14項等の規定の適用を受ける職員であつて、次に掲げる職員には、人事委員会の定める日以後、人事委員会の定める額を、給与条例附則第19項等の規定による給料として支給する。

- (1) かつて第1項特例任用職員又は第3項特例任用職員として勤務していた者で、人事交流等により引き続いて第1項各号に掲げる者となり引き続いて人事交流等職員となつたもの及びこれに準ずるもの
- (2) 人事交流等職員となつた日以後に給料表異動等をした職員
- (3) 人事交流等職員となつた日から特定日までの間に降格又は降号をした職員
- (4) 人事交流等職員となつた日（特定日前に人事交流等職員となつた場合にあっては特定日）以後に育児短時間勤務等をした職員
- (5) 人事交流等職員となつた日以後に人事委員会の承認を得てその号給を決定された職員又は人事委員会の定めるこれに準ずる職員

（公益的法人等への派遣から職務に復帰した職員に対する給与条例附則第19項等の規定による給料の支給）

**第11条** 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（昭和63年静岡県条例第10号）第3条第1項に規定する派遣職員又は静岡県職員の公益的法人等への派遣等に関する条例第3条第1号に規定する派遣職員（以下「公益的法人等派遣職員」という。）であつた者で、その派遣期間中に法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等をされ、職務に復帰した日が特定日以後であつて、特定日におけるその者の号給等について派遣期間中の降任等に伴う決定がされていないもの（以下「派遣期間中降任等職員」という。）のうち、特定日に職務に復帰したものとして給与条例附則第14項等の規定が適用された場合に特定日に当該職員が受けることとなる給料月額に相当する額（以下この項において「特定日仮定給料月額」という。）が異動日の前日に職務に復帰したものとした場合に当該職員が受けることとなる給料月額に相当する額に100分の70を乗じて得た額（当該額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額。以下この条において「第11条基礎給料月額」という。）に達しないこととなる職員には、職務に復帰した日以後、第11条基礎給料月額と特定日仮定給料月額との差額に相当する額を、給与条例附則第19項等の規定による給料として支給する。

2 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が上限額を超える場合における同項の規定の適用については、同項中「第11条基礎給料月額と特定日仮定給料月額との差額」とあるのは、「上限額と当該職員の受ける給料月額との差額」とする。

3 給料月額の改定をする条例の制定により、異動日の前日から特定日までの間の給料表の給料月額が改定された職員に対する前2項の規定の適用については、当該職員について適用される第11条基礎給料月額は、第1項に規定する給料月額について特定日の給料表を適用した給料月額を用いて、算出するものとする。

4 派遣期間中降任等職員のうち、給与条例附則第14項等の規定の適用を受ける職員であつて、次に掲げる職員には、人事委員会の定める日以後、人事委員会の定める額を、給与条例附則第19項等の規定による給料として支給する。

- (1) かつて第1項特例任用職員又は第3項特例任用職員として勤務していた者で、引き続き公益的法人等派遣職員となり、引き続き職務に復帰したもの及びこれに準ずるもの
- (2) 職務に復帰した日以後に給料表異動等をした職員
- (3) 職務に復帰した日以後に育児短時間勤務等をした職員
- (4) 職務に復帰した日以後に人事委員会の承認を得てその号給を決定された職員又は人事委員会の定めるこれに準ずる職員

### 第3章 特定任命により職員となった者に係る管理監督職勤務上限年齢調整額

(定義)

**第12条** この章においては、特定任命により職員となった者における管理監督職勤務上限年齢調整額について規定する。

2 この章において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 異動期間 国家公務員法（昭和22年法律第120号）第81条の2第1項に規定する異動期間（警察法第56条の2第5項の規定により、読み替えて準用する国家公務員法第81条の5第1項から第4項までの規定により延長された期間を含む。）をいう。
- (2) 特例任用後降任等警察職員 警察法第56条の4第1項の規定により、特定地方警務官（警察法第56条の2第1項に規定する特定地方警務官をいう。以下この章において同じ。）としての在職に引き続き、警視以下の階級にある警察官である職員に任命（以下この章において「特定任命」という。）をされた職員であって、特定任命された日（以下この章において「特定任命日」という。）の前日において第1項特例任用警察職員（警察法第56条の2第5項の規定により、読み替えて準用する国家公務員法第81条の5第1項又は第2項の規定により異動期間を延長された特定地方警務官をいう。以下この章において同じ。）又は第3項特例任用警察職員（警察法第56条の2第5項の規定により、読み替えて準用する国家公務員法第81条の5第3項又は第4項の規定により異動期間を延長された特定地方警務官をいう。以下この章において同じ。）であったものをいう。
- (3) 特定日 警察職員給与条例附則第15項に規定する特定日をいう。
- (4) 初任給基準異動 給与規則別表第4コの公安職給料表初任給基準表において異なる初任給の定めがある試験欄及び学歴免許等の区分欄の変更に伴う異動をいう。
- (5) 上限額 警察職員給与条例第5条第6項の規定により職員が属する職務の級における最高の号給の給料月額（育児短時間勤務等をしている職員にあつては、当該給料月額に算出率を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額））をいう。
- (6) その者の号給等 当該職員に適用される給料表並びにその職務の級及び号給をいう。

（警察職員給与条例附則第20項の人事委員会規則で定める職員）

**第13条** 警察職員給与条例附則第20項の人事委員会規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。

- (1) 特定任命により職員となった者（特例任用後降任等警察職員を除く。）のうち、次に掲げる職員
  - ア 特定任命日以後に初任給基準異動又は給料表異動（特定任命日以後において給料表を異にする異動をいう。）をした職員
  - イ 特定任命日から特定日までの間に降格（第2条第2項第5号に規定する降格をいう。以下この条及

び次条において同じ。)又は降号(第2条第2項第8号に規定する降号をいう。以下この条及び次条において同じ。)をした職員

ウ 特定任命日以後に育児短時間勤務等をした職員(特定任命日以後に育児短時間勤務等を開始し、特定日前に当該育児短時間勤務等を終了した職員を除く。)

エ 特定任命日以後に人事委員会の承認を得てその号給を決定された職員又は人事委員会の定めるこれに準ずる職員

(2) 特定任命日の前日から特定日までの間に、公安職俸給表(一般職の職員の給与に関する法律(昭和25年法律第95号。以下「給与法」という。)第6条第1項第4号イに掲げる公安職俸給表(一)をいう。以下この章において同じ。)の俸給月額が増額改定又は減額改定(公安職俸給表の俸給月額の改定をする法令が制定された場合において、当該法令による改定により当該改定前に受けていた俸給月額が増額又は減額されることをいう。以下この章において同じ。)をされた職員

(特定任命された職員に対する警察職員給与条例附則第23項の規定による給料の支給)

**第14条** 特定任命により職員となった者(特例任用後降任等警察職員を除く。)であつて、特定任命日の前日に公安職俸給表の適用を受け、特定任命日から公安職給料表の適用を受けるもののうち、次の各号に掲げる職員となり、特定日に警察職員給与条例附則第15項の規定により当該職員が受ける給料月額(特定日後に第1号、第3号又は第4号に掲げる職員となったものにあつては、特定日に当該各号に掲げる職員になったものとした場合に特定日に同項の規定により当該職員が受けることとなる給料月額に相当する額。以下この項において「特定日給料月額」という。)が当該各号の区分に応じ当該各号に定める額(第3号アに掲げる職員以外の職員にあつては、当該額に50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額。以下この条において「第14条基礎俸給月額」という。)に達しないこととなる職員(次の各号のうち2以上の号に掲げる職員に該当する職員(第3項の規定の適用を受ける職員を除く。)を除く。)には、特定日以後の当該各号に掲げる職員となった日以後、第14条基礎俸給月額と特定日給料月額との差額に相当する額を、警察職員給与条例附則第23項の規定による給料として支給する。

(1) 特定任命日以後に初任給基準異動をした職員(第4号に掲げる職員を除く。) 特定任命日の前日に当該初任給基準異動があつたものとした場合(初任給基準異動が2回以上あつた場合にあつては、同日にそれらの初任給基準異動が順次あつたものとした場合)に同日において当該職員が受けることとなる俸給月額に相当する額に100分の70を乗じて得た額

(2) 特定任命日から特定日までの間に降格又は降号をした職員(第4号に掲げる職員を除く。) 特定任命日の前日に当該職員が受けていた俸給月額から、当該降格又は降号をした日に当該降格又は降号がないものとした場合の同日のその者の号給等に対応する給料月額に相当する額と当該降格又は降号後のその者の号給等に対応する給料月額との差額(降格又は降号を2回以上した場合にあつては、それぞれの当該差額を合算した額)に相当する額を減じた額に100分の70を乗じて得た額

(3) 特定任命日以後に育児短時間勤務等をした職員(特定任命日以後に育児短時間勤務等を開始し、特定日前に当該育児短時間勤務等を終了した職員を除く。) 次に掲げる職員の区分に応じ、次に定める額

ア 特定日以後に現に育児短時間勤務等をしている職員 特定任命日の前日のその者の号俸等に対応す

る俸給月額に100分の70を乗じて得た額（当該額に50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数が生じたときはこれを100円に切り上げた額。）に算出率を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）

イ アに掲げる職員以外の職員 特定任命日の前日のその者の号俸等に対応する俸給月額に100分の70を乗じて得た額

(4) 特定任命日以後に人事委員会の承認を得てその号給を決定された職員又は人事委員会の定めるこれに準ずる職員 人事委員会の定める額

(5) 特定任命日の前日から特定日までの間の公安職俸給表の俸給月額が増額改定又は減額改定をされた職員 特定任命日の前日のその者の号俸等に対応する特定日の公安職俸給表の俸給月額欄に掲げる俸給月額に100分の70を乗じて得た額

2 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が上限額を超える場合における同項の規定の適用については、同項中「第14条基礎俸給月額と特定日給料月額との差額」とあるのは、「上限額と当該職員の受ける給料月額との差額」とする。

3 第1項第1号から第3号までのいずれかに該当する職員であって同項第5号に掲げる職員に該当する職員に対する前2項の規定の適用については、当該職員は第1項第1号から第3号までのいずれかに該当する職員であるものとし、当該職員について適用される第14条基礎俸給月額は、同項第1号から第3号までに規定する俸給月額について特定日の俸給表の俸給月額欄に掲げる俸給月額を用いて、算出するものとする。

4 第1項第1号から第5号までのうち2以上の号に掲げる職員に該当する職員（前項の規定の適用を受けずる職員を除く。）には、人事委員会の定める日以後、人事委員会の定める額を、警察職員給与条例附則第23項の規定による給料として支給する。

（特例任用後降任等警察職員に対する警察職員給与条例附則第23項の規定による給料の支給）

**第15条** 特例任用後降任等警察職員であって、仮定異動期間末日（警察法第56条の2第5項の規定により、読み替えて準用する国家公務員法第81条の5第1項から第4項までの規定による異動期間の延長がないものとした場合における異動期間の末日をいう。以下この条及び次条において同じ。）の前日に公安職俸給表の適用を受け、特定任命日から公安職俸給表の適用を受ける職員のうち、特定任命日に警察職員給与条例附則第15項の規定により当該職員が受ける給料月額（以下この項において「特定任命日給料月額」という。）が特定任命日の前日のその者の号俸等に対応する俸給月額（仮定異動期間末日の前日から特定任命日の前々日までの間のその者の号俸等に対応する俸給月額に、これよりも多い俸給月額がある場合は、そのうち最も多い俸給月額に相当する額）に100分の70を乗じて得た額（当該額に50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数が生じたときはこれを100円に切り上げた額。以下この項において「第15条基礎俸給月額」という。）に達しないこととなる職員（次条第1項各号、第3項及び第4項に該当する職員を除く。）には、特定任命日以後、第15条基礎俸給月額と特定任命日給料月額との差額に相当する額を、警察職員給与条例附則第23項の規定による給料として支給する。

2 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が上限額を超える場合における同項の規定の適用については、同項中「第15条基礎俸給月額と特定任命日給料月額との差

額」とあるのは、「上限額と当該職員の受ける給料月額との差額」とする。

**第16条** 特例任用後降任等警察職員であつて、仮定異動期間末日の前日に公安職俸給表の適用を受け、特定任命日から公安職給料表の適用を受ける職員のうち、次の各号に掲げる職員となり、特定任命日に警察職員給与条例附則第15項の規定により当該職員が受ける給料月額（特定任命日後に第1号、第3号又は第4号に掲げる職員となったものにあつては、特定任命日に当該各号に掲げる職員になったものとした場合に特定任命日に同項の規定により当該職員が受けることとなる給料月額に相当する額。以下この項において「特定任命日給料月額」という。）が当該各号の区分に応じ当該各号に定める額（第3号アに掲げる職員以外の職員にあつては、当該額に50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数が生じたときはこれを100円に切り上げた額。以下この条において「第16条基礎俸給月額」という。）に達しないこととなる職員（次の各号のうち2以上の号に掲げる職員に該当する職員（第3項の規定の適用を受ける職員を除く。）を除く。）には、特定任命日以後の当該各号に掲げる職員となった日以後、第16条基礎俸給月額と特定任命日給料月額との差額に相当する額を、警察職員給与条例附則第23項の規定による給料として支給する。

- (1) 仮定異動期間末日以後に初任給基準異動をした職員（第4号に掲げる職員を除く。） 仮定異動期間末日の前日に当該初任給基準異動があり、同日から特定任命日の前日まで当該初任給基準異動後に適用されている初任給基準表における初任給の定めが引き続き適用されているものとした場合（初任給基準異動が2回以上あった場合にあつては、仮定異動期間末日の前日にそれらの初任給基準異動が順次あり、同日から特定任命日の前日までこれらの初任給基準異動後に適用されている初任給基準表における初任給の定めが引き続き適用されているものとした場合）の同日のその者の号俸等に対応する俸給月額に相当する額（これらの場合において、仮定異動期間末日の前日から特定任命日の前々日までの間のその者の号俸等に対応する俸給月額に、これよりも多い俸給月額があるときは、そのうち最も多い俸給月額に相当する額）に100分の70を乗じて得た額
- (2) 仮定異動期間末日から特定任命日までの間に降格（人事院規則第9－8（初任給、昇格、昇給等の基準）（以下この項において「人事院規則9－8」という。）第2条第3号に規定する降格のうち、国家公務員法第81条の2第3項に規定する他の官職への降任等に伴うもの及び同規則第24条第3項に該当するものを除く。以下この号において同じ。）又は降号（人事院規則9－8第2条第4号に規定する降号をいう。以下この号において同じ。）をした職員（第4号に掲げる職員を除く。） 特定任命日の前日のその者の号俸等に対応する俸給月額（仮定異動期間末日の前日から特定任命日の前々日までの間のその者の号俸等に対応する俸給月額に、これよりも多い俸給月額がある場合は、そのうち最も多い俸給月額に相当する額）から、当該降格又は降号をした日に当該降格又は降号がないものとした場合の同日のその者の号俸等に対応する俸給月額に相当する額と当該降格又は降号後のその者の号俸等に対応する俸給月額との差額（降格又は降号を2回以上した場合にあつては、それぞれの当該差額を合算した額）に相当する額を減じた額に100分の70を乗じて得た額
- (3) 特定任命日以後に育児短時間勤務等をした職員 次に掲げる職員の区分に応じ、次に定める額
  - ア 特定任命日以後に現に育児短時間勤務等をしている職員 特定任命日の前日のその者の号俸等に対応する俸給月額（仮定異動期間末日の前日から特定任命日の前々日までの間のその者の号俸等に対応

する俸給月額に、これよりも多い俸給月額がある場合は、そのうち最も多い俸給月額に相当する額)に100分の70を乗じて得た額(当該額に50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数が生じたときはこれを100円に切り上げた額。)に算出率を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)

イ アに掲げる職員以外の職員 特定任命日の前日のその者の号俸等に対応する俸給月額(仮定異動期間末日の前日から特定任命日の前々日までの間のその者の号俸等に対応する俸給月額に、これよりも多い俸給月額がある場合は、そのうち最も多い俸給月額に相当する額)に100分の70を乗じて得た額

(4) 仮定異動期間末日以後に人事院又は人事委員会の承認を得てその号俸又は号給を決定された職員又は人事院又は人事委員会の定めるこれに準ずる職員 人事委員会の定める額

(5) 仮定異動期間末日の前日から特定任命日までの間の公安職俸給表の俸給月額が増額改定又は減額改定をされた職員 特定任命日の前日のその者の号俸等に対応する特定任命日の公安職俸給表の俸給月額欄に掲げる俸給月額(仮定異動期間末日の前日から特定任命日の前々日までの間のその者の号俸等に対応する特定任命日の公安職俸給表の俸給月額欄に掲げる俸給月額に、これよりも多い俸給月額がある場合は、そのうち最も多い俸給月額に相当する額)に100分の70を乗じて得た額

2 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が上限額を超える場合における同項の規定の適用については、同項中「第16条基礎俸給月額と特定任命日給料月額との差額」とあるのは、「上限額と当該職員の受ける給料月額との差額」とする。

3 第1項第1号から第3号までのいずれかに該当する職員であって、第5号に掲げる職員に該当する職員に対する前2項の規定の適用については、当該職員は第1項第1号から第3号までのいずれかに該当する職員であるものとし、当該職員について適用される第16条基礎俸給月額は、同項第1号から第3号までに規定する俸給月額について特定任命日の公安職俸給表の俸給月額欄に掲げる俸給月額を用いて、算出するものとする。

4 第1項第1号から第5号までのうち2以上の号に掲げる職員に該当する職員(前項の規定の適用を受けずる職員を除く。)には、人事委員会の定める日以後、人事委員会の定める額を、警察職員給与条例附則第23項の規定による給料として支給する。

(給料表異動をした職員等に対する警察職員給与条例附則第23項の規定による給料の支給)

**第17条** 特定任命により職員となった者であって、次の各号に掲げる職員には、人事委員会の定める日以後、人事委員会の定める額を、警察職員給与条例附則第23項の規定による給料として支給する。

(1) 給料表異動をした職員

(2) 特例任用後降任等警察職員であって仮定異動期間末日以後に俸給表異動(異動期間において給与法第6条第1項に掲げる俸給表の適用を異にする異動をいう。)をした職員

(3) 特定任命日の前日において公安職俸給表以外の俸給表が適用されていた職員

(4) 特定任命日に公安職給料表以外の給料表が適用されていた職員

#### 第4章 雑則

(雑則)

**第18条** この規則により難い事情があると認められるときは、人事委員会の承認を得て別段の取扱いをする

ことができる。

(実施事項)

**第19条** この規則の実施に関し、必要な事項は人事委員会が定める。

**附 則**

この規則は、令和5年4月1日から施行する。